

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	素案全体に関する事	「RESTARTER リスターター」「新生活を望む人（新活者）」のような、固有名詞が必要ではないか？ イメージアップにも、名称は必要である。	対象者について、現時点では独自の固有名詞は考えておりませんが、今後の参考とさせていただきます。	対応4 (事業参考)
2		保護司やいのちの電話の相談員が、研修付きなのに無報酬ということも含めて、拘束時間に対して適正報酬を最低賃金から考えても、金銭は必要です。防波堤の人たちが心意気で応じてくれているのに好意に甘え、負担を強いて、再犯を防ごうというのは、行政の怠慢で都合が良すぎるのではないか？	市と各関係機関・団体等が、役割分担しつつ、連携を図ることで、対象者の実情に応じた適切な支援を行ってまいります。 引き続き、支援者の皆様のご協力をお願いいたします。	対応3 (説明・理解)
3		保護観察終了者全員とはいかないが何割かの対象者でもよいので、精神的なつながりを持つ事が大切で、保護観察終了後も良い関係を長く続かせる関係が出来ればと思う。	更生保護団体等の皆様の活動を支援することで、円滑な社会復帰を進め、もって、保護観察対象者と支援者の良好な関係構築を図ってまいります。	対応2 (既記載)
4		社会情勢を考えると、このコロナ禍の中での計画推進について、言及したほうがよいのではないかと考える。	新型コロナウイルス感染防止に努めることは、計画を推進するうえで不可避と認識しており、各施策を実施する中で適切に対応してまいります。	対応4 (事業参考)
5		再犯防止に対しては住居、就労そして社会の暖かい心、理解にあると思います。対象者のほとんどが幼い頃から親又はそれ以外からも愛情を受けていない人ばかりです。私達がそれをみせる事で彼等に希望を持たせられたら、生き	保護司の皆様をはじめ、関連機関・団体等と情報を共有しながら、連携・協力し、住居・就労の確保等、対象者に必要な支援に取り組み、再犯防止を推進してまいります。	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
		る希望、そして再犯防止につながるのではと思います。		
6	第1章1 計画の目的について	社会復帰を果たすことで再犯を防止し、市民が犯罪被害を受けることがないように円滑な社会復帰を支援することで再犯を防止しだれもが安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みたい。(2件)	本市といたしましても、計画の目的を実現するために、関係機関・団体等と連携・協議し、本計画を推進してまいります。	対応2 (既記載)
7		計画の目的、「過去に犯罪をした人」の部分。「過去に」は不要と考える。	ご意見を踏まえ、「過去に」の文言は削除いたします。	対応1 (補足修正)
8		計画の目的に再犯の防止等(少年の非行防止等を含む。)とあるが、少年の一般的な非行防止対策と、計画の対象者にあるような犯罪をした人(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった人等)の少年非行対策は、大きな違いがあるだろう。その辺の区別・違い、対策等協議してあるのだろうか。	非行の未然防止の対応と少年の再犯防止の対応には、異なるところもありますので、「少年非行・被害の未然防止への支援」と「犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援」のそれぞれについて、関連機関・団体等と連携し、取り組んでまいります。	対応2 (既記載)
9	第1章2 計画の位置づけについて	「庁内関連計画」中、3行目と最下段の「第2次熊本市消費者行政推進計画」がダブっている。	ご指摘を踏まえ、最下段の「第2次熊本市消費者行政推進計画」は削除いたします。	対応1 (補足修正)
10	第1章3 計画の対象者について	対象者を、「元 犯罪者」と、呼ぶのか？ どの方たちを想定しているのか、具体的な記載が必要である。	計画の中では、「元犯罪者」の表記はございませんが、対象者は「犯罪をした人(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった人等)で、更生の思いがあり、住居・就労の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援が必要な人」	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
			としております。	
11	(続き)	<p>本計画の対象者は「・・・必要に応じて・・・犯罪被害に遭われた人も対象とします。」とあるが、推進施策の中で、犯罪被害者に関するものとして具体的に例示されているのは住居の確保に関する入居の優遇措置のみとなっている。</p> <p>「必要に応じて」の意味は、この部分を指すのか、他の支援についても幅広く運用しようとするのかわかりにくい。</p>	<p>犯罪被害者に対する支援としては、住居の確保に関する支援のほか、実情に応じた相談や適切な機関等へのつなぎなど、様々な課題に対し必要な支援を行ってまいります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
12	計画の対象者について	<p>文言の加筆:本市において、住居・就労の確保や精神医療・保健医療・障害に応じた福祉サービス、修学・就労に向けた技術取得等の支援が必要な人を対象とします。</p>	<p>「精神医療」は、「保健医療の支援が必要な人」に、「障がいに応じた福祉サービス」は、「福祉サービスの支援が必要な人」に、「就労に向けた技術取得等」は、「就労の確保の支援が必要な人」に含まれており、各施策で対応してまいります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
13		<p>犯罪をした人が更生の思いが有って、地域社会の理解を得ながら地域社会にとけ込み暮らしに行ける事が一番大事だと考える。</p>	<p>対象者が社会復帰を目指すうえで、更生の思いは欠かせないものであり、そのことが地域社会の理解にもつながるものと考えます。</p>	<p>対応2 (既記載)</p>
14		<p>対象者は刑の執行猶予や保護観察者の言渡日、あるいは仮釈放となった者への支援期間は、当日から3年又は5年以内と規制するか、明確にすること。</p>	<p>本計画では、関係機関・団体等と連携の下で、犯罪をした人等が、社会で孤立することなく、再び地域社会を構築する一員となるよう、継続して支援を行ってまいります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
15	第2章1 犯罪・非行の 現状と課題 について	<p>熊本独自、独特の状況・様子や観点は？</p> <p>熊本の独自性を知りたいと思います。そこから、対策の重点がうまれるのではないのでしょうか。</p>	<p>本市の犯罪情勢は概ね全国と同様の傾向にあります。更生保護関係団体が活発に活動されている本市の現状を踏まえ、関係機関・団体との連携強化と社会復帰の基盤とな</p>	<p>対応2 (既記載)</p>

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
			る住居・就労の確保にも重点的に取り組んでまいります。	
16	(続き) 犯罪・非行の 現状と課題 について	薬物の犯罪率が高いように感じていたが、データはないのか。	第2章再犯防止を取り巻く現状と課題、県内の特別法犯全体の検挙数、主な薬物犯検挙件数の推移に掲載しています。	対応2 (既記載)
17		薬物は特別法犯なのか、分ける意図がはっきりしない、できるだけシンプルにわかりやすく。	薬物事犯は、麻薬等取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法に基づく犯罪(特別法犯)となります。ご指摘を踏まえ、「薬物犯罪(特別法犯)」について注釈を加えます。	対応1 (補足修正)
18	第2章2 矯正施設・ 更生保護の 現状と課題 について	「平成30年の再入者のうち、72.1%が無職者でした。」ということだが、なぜ無職なのかの考察はないのか?	国の再犯防止推進計画が掲げる就労に関する課題(前科等があること、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、など)と同様の課題があると考えます。	対応3 (説明・ 理解)
19		保護司の定員不足に対する方策	保護司の人材確保にあたっては、ホームページ等での保護司活動の紹介や市退職予定者に対する紹介パンフレット配布等の情報提供を行うなど、保護司確保に向けた取り組みを行ってまいります。	対応2 (既記載)
20	第3章1 基本理念に ついて	「犯罪をした人等の人権を尊重し、～」とあるが、被害者の気持ちを配慮すると、あえて、ここで犯罪をした人達の人権の尊重について記載す	本計画では、犯罪をした人等が、社会で孤立することなく、再び地域社会を構築する一員となるよう各推進施策に取り組み、支援に際しては、	対応3 (説明・ 理解)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
		る必要があるのか疑問である。削除して欲しい。	犯罪被害に遭われた人の心情等に最大限配慮し、再犯防止に取り組むこととしております。	
21	第3章3 成果指標について	成果目標としてきちんと「450人以下」という数値目標を設置してあるのは大変良いが、更に、未成年と成人に分けて設定の必要がないかも検討すべき。	未成年の再犯者数は、極めて少数であることから目標値としては設定しておりませんが、非行少年の対策は、将来の犯罪件数に影響を及ぼすことから、教育機関等と連携し取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)
22		「再犯者数を450人以下」を「再犯者率を0%以下」とすべきではないでしょうか。検挙者数が毎年変動する中で、目標再犯者数を固定するのは実状にそぐわないように思います。	再犯者率は、刑法犯検挙件数の増減に影響を受けることから、本計画では、一人でも多くの再犯者を減らすことが重要との考え方のもと、再犯者数の減少を目標値に設定しております。	対応3 (説明・理解)
23	第4章 第1節 国・県・関係団体との連携強化と広報・啓発の推進について	再犯防止啓発月間の7月に、熊本市の市政運営に沿った独自色を発揮した「(例、再犯防止シンポジウム)等の大会の実施を提案する。	ご意見は、“社会を明るくする運動”等を展開する中で参考といたします。	対応4 (事業参考)
24		社会を明るくする運動は全国展開で、奥深い意義を感じます。しかし、何か、大きなマンネリ化を感じます。社明運動も日常的活動の充実を考えなければならない。	“社会を明るくする運動”に対する市民の関心と理解を得ることが重要と考えますことから、今後、関連機関・団体等と連携・協議しながら、日常的な広報・啓発の強化を図るとともに、より充実した運動となるように取り組んでまいります。	対応4 (事業参考)
25		行き届いた、素晴らしい素案だと思いました。「社会を明るくする運動」を幅広く知ってもらい、理解を深めてもらう事が大事であり、ぜひ、この運動が、連携と、まとめ	ご意見を踏まえ、法務省・関連機関・団体等とさらに連携し、各施策に取り組んでまいります。	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
	(続き) 国・県・関係 団体との 連携強化と 広報・啓発の 推進につい て	で大きな輪になる事を願っています。		
26		協力団体等 多くの支援団体がありますが、更生保護に関わっている看板を掲げているが、名前だけの開催となっているのでは。	各団体がそれぞれの分野で更生保護に協力しておられると認識しております。引き続き支援団体の活動を支援してまいります。	対応3 (説明・理解)
27		社会を明るくする運動については、保護司となり、その中に入ると、大切な取り組みであると理解ができるのですが、一般的にはわかりにくいかもしれないというのが率直な感想です。みんなの手で(罪を犯した人も含めて)明るい社会をつくってほしいという気持ちを育てていきたいものです。	本計画では、“社会を明るくする運動”を施策の筆頭に掲げ、犯罪や非行の防止や、更生保護に対する市民の関心と理解を得られるように、広報・啓発の強化と充実を図ってまいります。	対応2 (既記載)
28		保護司として犯罪予防等に関わっている中で、一人でも多くの校区、住民の関心が再犯防止に向いていくと良いと思う。保護司としての現状：(コロナ禍の中で対象者と向き合うのは大変だが、電話対応ではなかなか相手の気持ちが分かりづらい為、なるだけ対面で面接しているが、いろいろと不安がある現状である。)	更生保護に対する市民の理解を深めるため、“社会を明るくする運動”等の広報啓発をさらに推進してまいります。	対応2 (既記載)
29		保護司活動は保護観察中の者と自宅又は対象者宅で面談・面接を実施する。 市が管理する公民館等の部屋や市営住宅の利用を、保護司からの予約制により活用させていただける方策がとれないか。	ご意見を踏まえ、庁内関係部署と情報を共有し、面談場所の確保等について、保護司会等とも協議しながら、活動の支援と対策に取り組んでまいります。	対応4 (事業参考)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
30	(続き) 国・県・関係団体との連携強化と広報・啓発の推進について	市の担当者と保護司会との研修会などの意見交換会が開催されれば、行政と民間が一体になっての活動になるのではないか。	保護司会と市の担当者との意見交換会等については、今後も継続して開催してまいります。	対応2 (既記載)
31		漫画雑誌で保護司を主役にした作品が連載中である。心理描写も巧みで、読み易く見易いので、学校の図書館に置いて欲しい。 この作者・原作者を呼んでトークディスカッションすると関心のない方にも裾野を広げる意味で良いと思う。	ご意見は、関連機関・団体等と情報を共有し、今後の参考といたします。	対応5 (その他)
32		犯罪被害者支援センターがあるが、再犯を本気で無くしたいなら、各警察署内に再犯防止支援センターというの必要ではないか？ 実際に逮捕した警察官が導くと、逮捕という行為の重みも増すのではないか。	ご意見は、関連機関・団体等と情報を共有し、今後の参考といたします。	対応5 (その他)
33		住居の確保にあたっては、努めて親、親族等の支援を受けやすい体制を考慮していただきたい。 特に若年者の場合は孤立しやすいので配慮が必要。	住居の確保にあたっては、支援者等への情報提供を強化することとしておりますが、ご意見は今後の参考といたします。	対応4 (事業参考)
34		第2章 第2節 住居の確保に関する支援について	住まいの確保には、市営団地、県営団地のあっせん	住居の確保は再犯防止において重要な課題であることから、対象者等が安定した生活ができるよう関係機関・団体等と連携して入居支援を行ってまいります。
35	刑務所出所者は、住居の確保が難しく(保証人確保できない等の理由、所持金不足)そのため生活保護の受給を受けられず再犯に至る者が多いので、入居支援は有効と考える。			

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
36	住居の確保に関する支援について (続き)	(1) 民間住宅への入居支援、又は(2) 公営住宅の入居支援については、地方自治体の担当者と保護観察所の主任官との連絡を密に行い、担当保護司を指導願いたい。また、4(1)(2)についても上記同様	住居の確保は、再犯防止において重要な課題であることから、対象者等が安定した生活ができるよう、関係機関・団体等と連携して入居支援を行ってまいります。	対応2 (既記載)
37		公営住宅の入居支援について③は定期募集の優遇措置が犯罪の被害に遭われた人についてのみになっているが、現状からして情報としては更生保護施設や自立準備ホームにも提供して自立を促す施策が必要ではないかと思う。	ご指摘のとおり、関係機関・団体等との連携を行う中で、更生保護施設や自立準備ホームにも情報提供を行ってまいります。	対応2 (既記載)
38		「民間住宅への入居支援」と「公営住宅への入居支援」の順番が逆ではないかと考える。公営住宅でカバーできない部分を民間に依頼すべきでは、目配りのためにも公営住宅施策を優先すべきと考える。	住宅の確保に向けた支援にあたっては、多数の物件を有する民間住宅について、住宅セーフティネット制度の拡充を進めるとともに、公営住宅における入居しやすい環境の整備を図ることで、対象者の事情に応じた入居支援を行ってまいります。	対応3 (説明・理解)
39		住居になると保証人の問題があるため公営住宅などへ入居できるような仕組みを作ってほしい。		対応2 (既記載)
40		登録住宅制度は大変良いと考えるが、実際どれくらい登録され、利用率があるのか、又希望者数も漠然としている。 世話をする団体等から住居の確保に苦労する話を聞くのでしっかり進めて欲しい。	令和3年2月24日時点では、521棟、3,612戸(部屋)の登録があり、入居率は93.2%です。(※入居率算定に係る入居者には、住宅確保要配慮以外の方も含まれます。) 住宅の確保にあたっては、本計画のとおり熊本市居住支援協議会や更生保護施設と連	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
			携して支援してまいります。	
41	(続き) 住居の確保に関する支援について	「公営住宅への入居支援」中の「また、犯罪の被害に遭われた人については～」について、犯罪をした人達に対する住居の確保の支援施策の中に、犯罪被害者への支援策が並べて掲げられていることに非常に違和感を覚えます。この2行については削除して欲しい。	本計画に掲げる各施策に関しては「計画の対象者」に記載しているとおおり、犯罪被害に遭われた方も支援対象としております。 市営住宅の優遇措置については、特記事項として記載しております。	対応3 (説明・理解)
42		矯正施設の再入者率を下げる為には住居と働く場の確保が重要です。再犯をさせない為には、具体的な実行性ある取り組みがされなければならない。	本計画においても住居及び就労の確保は重点項目に掲げ取り組むこととしており、ご意見は各施策を推進する上で参考としてまいります。	対応4 (事業参考)
43	第4章 第3節	再犯が防げないのは、就労につけない為ではないかと思う。働きたい意欲はあっても働く場所が見つからず、又、罪を犯すことのくり返しかと思う。就労先の協力体制を幅広く持つ事は難しい事だが、就労して働く事の生きがいを与えてあげたい。	関係機関・団体等と連携し、就労の支援を行うとともに、求人情報誌による情報提供や就職説明会の開催、協力雇用主の拡充等、就労に向けた環境の充実を図ってまいります。	対応2 (既記載)
44	就労の確保に関する支援について	就労の確保については、保護観察所を介して、保護司との連携で自立支援を行ってどうか。対象者と保護司を交えた説明会を開催し、市から就労機会の斡旋や技能養成の情報提供を行い、保護司は情報を基に就業に結びつけることとなれば、一層効果的な活動が期待できるように思える。就労後は収入、支出の状況についても双方で情報を共	就労に関する情報については、熊本保護観察所と連携し、ホームページなどを利用して、適宜、保護司の皆様へ情報提供を行ってまいります。	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
		有し、生活保護の判断資料としても活用できないか。		
45	(続き) 就労の確保に関する支援について	更生しようとする人等に対し、就労に向けた相談・支援等の充実、そしてそのための協力雇用主制度の理解を促進するための広報啓発が重要。(4件)	熊本保護観察所と連携して就労に向けた相談支援及び協力雇用主制度の周知を行ってまいります。	対応2 (既記載)
46		保護司対象者(受刑者)の服役中はそれぞれの業務を行いながら毎日を過ごしているが、刑が終了した後の仕事との連携がとれておらず、もったいないと思う。	刑務作業の経験が活かせるような多様な就労環境の構築を目指して、協力雇用主の拡充に向けた各種取り組みを行ってまいります。	対応2 (既記載)
47		保護司対象者(受刑者)が服役後、仕事を探す際に、前科を隠して就職したとしても、いつ発覚して解雇されるか怯えながら就業している。協力雇用主だけでなく、それ以外の企業にも協力を依頼するシステム等を作る必要があると思う。	社会全体における支援や見守りが必要ですので、”社会を明るくする運動“等を通じ、更なる啓発に努めるとともに、経済団体にもご協力いただきながら計画を推進してまいります。	対応2 (既記載)
48		自立支援には、安定した収入の確保が必要。その為には、技能取得のあっせん(若年層)中心とした、高等技術専門学校やポリテクセンターを紹介して資格取得後の仕事場の提供等関係団体との広報活動及び情報提供などの息の長い支援が必要だと思う。	関係機関・団体との連携を図りながら、求人情報の提供、就職説明会の実施、資格取得支援等の取り組みを行ってまいります。	対応2 (既記載)
49		犯罪をした人が更生するには、まず、就労できること、定職に就いて、安定した収入がある生活を送ることが第一と思う。(2件)		

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
50	(続き) 就労の確保に関する支援について	熊本市が「再犯防止推進事業等」の一環として発行の求人誌の「チェンジ」を九州各県の刑務所で受刑者の就労等にかかわる「分類担当課(係)」へ就労支援指導の資料として配布すれば熊本市へ帰住する受刑者の社会復帰の第1歩に資すると思料します。	求人情報誌「Change」は、関連機関・団体等の他、県外を含め、出所後に熊本への帰住希望者が入所している矯正施設にも送付いたします。	対応2 (既記載)
51		刑務所入所中の者に対する支援、相談等の充実に取り組んで下さい。コレワーク九州の活用が効果的と思われると思います。	就労支援を実施するうえで、コレワーク九州との関わりが重要であることから、今後も連携しながら各施策に取り組んでまいります。	対応2 (既記載)
52		雇用の促進については、再犯防止との直接の関連がわかりにくい内容が並記されているように思います。再犯防止への寄与度を考慮した重みづけを行った方が実効性が高いのではないかと思います。	取組内容には、犯罪をした人等に対する施策のほか、市民生活に支援を必要とする人への施策や犯罪・非行を防止する取組などの一般施策も含めて記載しています。 なお、再犯防止への寄与度を考慮した重みづけについては、今後の参考といたします。	対応3 (説明・理解)
53		更生保護活動の中に「農福連携」という考えがあるが、熊本は「農」を色々な場面で連携融合した事業がいいのではと思う。これまでも展開されてきているが、今一歩工夫し持続可能な実践にできないか。	ご意見を踏まえ、協力雇用主制度について、農業関係者への周知を図るとともに、協力いただける方については、求人情報誌に掲載して農業への就労を促進してまいります。	対応2 (既記載)
54		議員(市議・県議・国会議員)の秘書(運転手)、事務所の電話番、秘書見習いとして、出所後の雇用を確保し、その日常の中で代議士は、直接当事者から色々な話を聞き、関係性を築くうちに、何かしら	ご意見は、関連機関・団体等と情報を共有し、連携して就労確保の支援施策に取り組んでまいります。 また、市役所での雇用については、関係機関との協議を行ってまいります。	対応4 (事業参考)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
		<p>の「気づき」もしくは、「法整備」が生まれてくるのではないかと。</p> <p>役所・行政機関でも臨時採用数に「1%」でも採用枠を設けることも必須である。</p>		
55		<p>大麻事犯検挙者の初犯検挙者については、再犯防止にかかる独立のプログラムを持って処遇することで一定の効果を見込めるのではないかと。</p>	<p>刑事施設において、薬物依存離脱指導等の特別改善指導が行われております。</p> <p>出所後も、医療機関や支援団体と連携して、依存症からの回復支援を行ってまいります。</p>	対応2 (既記載)
56	第4章 第4節 保健医療・福祉サービスの利用促進について	<p>知的障がい者においても彼らが出所してから支援するサービス制度がなかなか浸透していないため、再犯を繰り返し又矯正施設に入ることになる。</p> <p>出所してからの更生保護施設、知的障がい者のグループホームが数多く設置できると、再犯が少なくなるのではないかと。</p>	<p>ご意見は、保健医療・福祉サービスの利用促進、住まいの確保を推進する上での参考としてまいります。</p>	対応4 (事業参考)
57		<p>精神科病院との連携ができなければ、効果が薄いように感じる、強力な連携が必要、究極は依存症対策と考える。</p>	<p>依存症を有する対象者については、精神保健部門が実施する当事者回復プログラム等への参加を促すとともに、必要に応じ医療機関へもつなぎ、依存症からの回復を支援します。</p>	対応2 (既記載)
58		<p>薬物依存症による指導と支援内容を資料で見る限り出来る限りのことをしていると感じるが、薬物依存症による再犯率が高い統計から指導や支援では限界がある、もしくは指導する側の意識が低く徹底</p>	<p>薬物依存に関しては、当事者プログラムや自助グループなど様々な支援を行いながら、必要な場合は医療機関につなぎ、回復支援の取り組みを進めてまいります。</p>	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
		した指導が出来ていないのかと考える。		
59		<p>「薬物依存を有する人への支援」の中に、校長会やPTA連合会、生徒指導連絡協議会等が入るべきでは、学校現場では、問題行動児を排除すれば大丈夫。卒業してしまえば大丈夫。という考え方がある。</p> <p>しかしそれは、改善の機会を逃すばかりでなく、問題をこじらせるばかりになる。”</p>	<p>学校等においては、児童・生徒等に対する薬物乱用を防止する教育を推進してまいります。</p> <p>また、依存症を有する人への支援については、専門知識を有する機関で支援に取り組んでまいります。</p>	対応2 (既記載)
60	(続き) 保健医療・福祉サービスの利用促進について	長崎には、受刑者で精神薄弱や遅滞で社会生活への適用を欠く者を収容し、自立や共助できる施設がある(雲仙・●)が、熊本も出所者のための「自営会」だけでなく、これらを受け入れてくれる施設を増やし、財政支援を強化してほしい。また、彼たちへの保護司の関与も必要と考える。	ご意見は、関連機関・団体等と情報共有し、今後の施策の参考といたします。	対応4 (事業参考)
61		福祉サービス等において、費用の援助等がある際に自分で手続きが出来ずその活用に至らない方が出てくるので、行政側から積極的なアドバイス等ができる体制が必要となる。	熊本市生活自立支援センターにおいて、生活、仕事、住まいの相談に応じるほか、高齢者支援センターささえりあや障がい者相談支援センターなどを通じ、適切な福祉サービスにつながるよう支援してまいります。	対応2 (既記載)
62		仮釈放＝保護観察者(以下対象者)で疾患を持ち通院(入院)することとなるが、医療費の支払い苦慮している。(3割負担)対象者の生活費は、引受人が面倒みることとなるが、生活に余裕はなく、又、	熊本市生活自立支援センターにおいて、生活・仕事・住居の相談に応じる中で、必要に応じ他の機関つなぐなど、対象者の実情に沿って支援してまいります。	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
		対象者が仕事に付くこともむずかしい。以上の状況を考え、医療費の免除など制度化してほしい。		
63	第4章 第5節 非行の防止 と就学支援 について	能力差により非行に走る子どもも相当数いると思われるため、理解度の低い子どもを楽しく学ばせ、伸びる余地を広げる教育カリキュラムなど、小学校低学年に於ける学習の必要性や習熟度の安定的引上げが必要。	学力向上に向けた支援が必要な小学生に対しては、学力向上支援員の派遣など、学校等と連携した修学支援を行うことで、非行の防止に取り組んでまいります。	対応2 (既記載)
64		親の経済力の少なさが負い目とならないよう、子どもの能力を伸ばせる環境作りが必要。 小学校の給食費の無料化や標準服の採用など、親が負担するものを極力少なくし経済的支援を行ってほしい。	経済的な理由で就学困難な家庭に対しては、就学に必要な費用を援助するなど、学校等と連携した修学支援を行うことで、非行の防止に取り組んでまいります。	対応2 (既記載)
65		少年サポートセンター（肥後っ子サポートセンター）に熊本市の「あいぱるくまもと」内の場所を提供し、連携強化したらどうか。	ご意見は、関連機関等と共有し、今後の施策の参考にいたします。	対応4 (事業参考)
66		非行少年の多くは離婚家庭に多く見られ（体験上）特に保護者に対する就学費用の援助が必要なのではないかと思う。	経済的な理由で就学困難な家庭に対しては、就学に必要な費用を援助するなど、学校等と連携した修学支援を行うことで、非行の防止に取り組んでまいります。	対応2 (既記載)
67		不登校生徒に対しての寺子屋の充実 （現在、アイパル等の施設があるが、不登校生徒が犯罪の温床につながる可能性があり、地域まちセン内学習指導、社会学指導を行い学校に帰す	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援を通じ、不登校等の課題解決に取り組んでまいります。	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
		必要性があると思われる。(現に少年院出院者の中で、中学校しか出ていないので勉強したいと言う人もいる。)		
68	(続き) 非行の防止と就学支援について	警察による暴走族根絶に向けた啓発は非行行為を減らす工夫と SNS が普及したことにより大きな影響を与えたと思う。 注目を惹く暴走族撲滅ポスターが SNS で拡散され、若者の暴走族に対する印象を変えることで、暴走行為は減っても非行の要因が排除出来ないため自傷や大きな犯罪に繋がる懸念がある。	暴走族根絶に向けた啓発など、少年非行・被害の未然防止に向けて、関連機関・団体等と取り組んでまいります。	対応2 (既記載)
69		就学費用を援助する制度があるため若者にとっても更生を目指しやすい環境であると思う。	就学支援サービスが必要な人に行き届くよう、関係者の方々との情報共有を図ります。	対応2 (既記載)
70		学校教育コンシェルジュとは、どのような立場で具体的にどのような支援を行うのでしょうか、素案からは読み取ることができませんでした。	ご意見を踏まえ、学校教育コンシェルジュについての注釈を追記いたします。	対応1 (補足修正)
71	第4章 第6節 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援について	犯罪をした人達の特性に応じた指導支援に関して、犯罪をした人は、子どもの頃の親との死別離別の経験がある人が多い。このことへの適切な対応を、一朝一夕の解決方法・実践ではないでしようが・	児童相談所において、児童の健全な育成に必要な養育のための支援を行ってまいります。	対応2 (既記載)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
72	(続き) 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援について	「(犯罪被害者の) 相談窓口の設置」が予定されているが、相談の内容は多岐にわたることが予測されるので、しっかりと対応できる体制づくりが望まれる。	ご意見を踏まえ、関連機関・団体等と連携・情報共有し、体制を強化してまいります。	対応2 (既記載)
73		精神障がいの疑いがある場合も考えられるので、そのケアにあたる専門家の養成が必要。	こころの健康センターにおいて、区役所、医療機関、障がい者支援センター等が精神保健に関する様々な相談に適切に対応できるような研修を実施してまいります。	対応2 (既記載)
74		対象者の中には生活等の支援、援助等の制度が作られていても、本人の理解力、能力等において制度の活用が出来ない方が多数発生するため、制度を作るだけでなくその運用方法を積極的にアドバイス、指導、補助等が出来るような制度が必要になる。	保護司の皆様をはじめ、更生保護に関わる方への情報提供を充実してまいります。	対応2 (既記載)
75		「ゆあさいどくまもと」について、「第6節 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援 1 国・県・関係団体の取り組み」項目のトピックのように記載してあるが、P61～62の内容は犯罪をした者の支援が主であり、県やくまもと被害者支援センターの被害者支援の取組についての記載がないため、唐突感がある。 「ゆあさいどくまもと」について記載するのであれば、P66「2 熊本市の取り組みで、(2) その他の特性に応じた指導・支援」の表「④犯罪被害者支援団体の活動支援」	ご意見を踏まえ、「ゆあさいどくまもと」についての紹介コラムは、「第6節2 熊本市の取り組み(2) その他の特性に応じた指導・支援」関連ページに記載するよう修正いたします。 また、「犯罪被害者支援団体の活動支援」についても、ご意見を踏まえ、修正いたします。	対応1 (補足修正)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
		の中で、熊本市の取り組みとして記載してはどうか。		
76	(続き) 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援について	対象者に対するケアは保護観察終了後の支援が重要であり、保護司としても見守り、ケアを続けるケースがある。各機関の連携はもとより、支援者のスキルアップの方策等、支援者育成に於いては支援者への支援（ケア）も考えて欲しい。	ご意見については、関連機関・団体等と情報共有し、今後の施策の参考といたします。	対応4 (事業参考)
77		児童自立支援施設のような、社会と少年院の中間的な施設が非行少年に大きな影響を与える環境であると思う。 施設規模が大きすぎない環境で、非行少年と長い時間関わり寄り添う大人が必要だと思う。自己受容につなげる教育が大きな影響を与えると思う。	ご意見については、関連機関・団体等と情報共有し、今後の施策の参考にいたします。	対応4 (事業参考)
78	第5章2 進捗管理について	進捗管理とあるが、このあり様が、本計画の実質を左右するのでしょうか。ここで言われる「管理」の具体的な方法が見える化すべきなのではないでしょうか。まだ半ページにての表現に終わっています。	本計画の進捗管理に関しては、各施策の実施状況を、関係課長会議や再犯防止推進連絡会議において確認・評価を行い、参考指標も踏まえつつ、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行うこととしております。	対応3 (説明・理解)
79	資料編について	「社会を明るくする運動」は再犯防止を図る上で重要な役割を果たしており、今後もその点については変わらないものと考えます。しかし、市民生活への浸透度や意識の向上の観点から、イベントへの参加者等の数を評価指標の中心と位置付けること（75 ペ	ご指摘のとおり、コロナ禍における大会中止などの場合もありえますことから、今後の社会情勢等を踏まえ、必要があれば参考指標の見直し・追記も行ってまいります。	対応4 (事業参考)

No.	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
	(続き) 資料編に ついて	ージ) は、コロナ禍によるイベント等の開催の困難さや、市民の行動の多様化の観点からとらえている範囲が少し狭いように思います。SNSの普及、活用などを踏まえ、より多面的な意識高揚施策と効果測定の手法の検討を望みます。		
80		第4章第1節の参考指標の基準値は、平成27年に遡れないのか。	本計画の指標については、策定直近の数値を基本とするため、令和元年度を基準値としております。	対応3 (説明・理解)
81		熊本県子ども・若者総合センター(熊本市以外が対象)の紹介ではなく、熊本市子ども・若者総合相談センターの記載をすべき。	ご指摘を踏まえ、本市の施策担当部署を、別途一覧として追加記載いたします。	対応1 (補足修正)